

## 第 472 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 4 年 10 月 21 日（金）10：00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第一会議室

島田室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は、御多用のところ第 472 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、委員全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、傍聴の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、ここからは浅井会長に進行をお願いいたします。</p>
浅井会長	<p>これより第 472 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>議題 1 「特定最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>各特定最賃専門部会の結論について事務局から報告してください。</p>
安藤指導官	<p>それでは、各専門部会の審議結果を御報告いたします。</p> <p>資料 1 を御覧ください。</p> <p>まず、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、改定額 929 円、引上げ額 22 円で、引上げ率は 2.43%、全会一致での結審となり、審議会令第 6 条 5 項を適用し答申を受けました。改正発効日は 12 月 21 日です。</p> <p>次に、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金は、改定額 972 円、引上げ額 21 円、引上げ率は 2.21%、全会一致での結審となり、審議会令第 6 条 5 項を適用し答申を受けました。改正発効日は 12 月 21 日です。</p> <p>最後に、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金は、改</p>

	<p>定額 991 円、引上げ額 20 円、引上げ率は 2.06%、全会一致での結審となり、審議会令第 6 条 5 項を適用し答申を受けました。改正発効日は 12 月 21 日です。</p> <p>報告は以上です。</p>
浅井会長	<p>ただ今事務局から報告がありましたように、全ての専門部会において「全会一致」により結審していただきました。</p> <p>参加された委員の皆様におかれましては、慎重かつ精力的な調査審議をしていただいたと思っております。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、改めてですが、今年度の審議全般について何か御意見、御質問等がございましたらお伺いします。</p> <p>労働者側はいかがでしょう。</p>
隣垣委員	<p>最初に、特定最低賃金を審議するにあたって、公益先生方、また、使用者側の皆さんに御協力をいただいたことに感謝させていただきます。</p> <p>今年度の特定最低賃金専門部会へ私共が挑む姿勢として、労働条件を向上させることにより魅力のある産業にし、人材の確保、定着を諮ること。また、公正競争の確保により、バリューチェーン全体の発展を実現させることでした。</p> <p>結果として、引き上げ額は低調だったものの、三業種が全会一致で結審したことは来年へ繋がると思います。</p> <p>来年以降も労使一体となって特定最低賃金の引上げを実現させるよう御協力をよろしくお願いいたします。</p>
浅井会長	<p>労働者側のほかの委員の方よろしいでしょうか。</p>
労側委員	<p>発言なし。</p>
浅井会長	<p>それでは、使用者側いかがでしょうか。</p>

安藤委員	<p>航空機・自動車・電機三業種ともそれぞれ置かれた状況が違うなかで、労働者側の皆様と真摯に審議させていただいたと思っております。</p> <p>結果の金額をどう見るかということにつきましては、それぞれ御担当された委員皆様のそれぞれ思いがあると思いますが、結果として全会一致で終えることができたことは使用者側委員としても大変大きな成果があったと思っております。</p> <p>それぞれの産業がさらに発展していくことについては、労使の協力が確実に必要なことですので、引続き労働者側の皆様の御協力いただきながら産業発展ということについて取り組んで参りたいと思っております。</p>
浅井会長	使用者側のほかの委員の方よろしいでしょうか。
使側委員	発言なし。
浅井会長	それでは、大地局長から答申について御挨拶をいただきます。
大地局長	<p>ただ今御報告いたしましたように、8月5日に諮問いたしました3件の特定最賃の改正決定につきまして、10月17日までにすべて「全会一致」で答申をいただきました。</p> <p>公益委員の方々を始めといたしまして、各委員の皆様には結論のとりまとめに当たり多大な御努力をいただきましたことを、改めて厚く御礼申し上げます。</p> <p>今後、改正発効日であります12月21日に向けまして、所要の手続きを進めていきたいと考えております。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
浅井会長	次に、議題2の「専門部会の廃止について」です。事務局から説明をしてください。

島田室長	<p>最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会はその任務を終了した場合は、審議会の議決により廃止する」と規定しています。</p> <p>岐阜県最低賃金専門部会は、既にその任務を終了していますので、本日付で廃止する議決をしていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>また、特定最低賃金3業種の専門部会については、異議申出が無かった場合は、異議申出期間の満了をもって廃止するとの議決をお願いしたいと思っております。</p>
浅井会長	<p>それでは、</p> <p>「岐阜県最低賃金専門部会を本日付で廃止すること」及び「3件の特定最低賃金専門部会について、異議申出が無かった場合、異議申出期間の満了をもって廃止すること」について議決をしたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
浅井会長	<p>異議なしということで、事務局からの提案どおり、それぞれの専門部会を廃止することといたします。</p> <p>次に議題3「その他」について、事務局から何かありますか。</p>
島田室長	<p>今後の審議日程について御連絡します。</p> <p>答申に対する異議申出があった場合、異議申出対応の本審を、11月8日（火）午前10時から開催します。</p> <p>開催の有無につきましては、異議申出期間終了後、11月4日（金）に電子メールによりお知らせします。</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	他に委員の皆様から何かございますか。
各委員	発言なし。

浅井会長	<p>それでは、本日の審議会は閉会とします。</p> <p>次回審議会は、異議申出が無かった場合、来年3月16日(木)午後4時30分に開催します。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
------	---